

連絡先	
課係名	清掃事業課
電話番号	53-4470

1. 発表事項 燃えるごみの収集を祝日にかかわらず、週2回必ず実施します！

2. 目的 令和5年度から「燃えるごみ」の祝日収集を追加実施します。

現在、松阪市の燃えるごみの収集は、月・木曜日の地区と火・金曜日の地区に分かれており、月曜日の燃えるごみの日については、祝日収集をしています。令和5年4月から火、木、金曜日が祝日の際にも、燃えるごみの収集を行いごみ収集の平準化を図ることで、公衆衛生の向上に寄与することを目的とします。

3. 日時 令和5年4月1日から実施

4. 追加となる「燃えるごみ」の収集する祝日（年始を除く）

- ①5月4日（木）みどりの日
- ②5月5日（金）こどもの日
- ③8月11日（金）山の日
- ④11月3日（金）文化の日
- ⑤11月23日（木）勤労感謝の日
- ⑥2月23日（金）天皇誕生日 の6日間 （R5年度祝日収集日計13日間）

5. 周知方法

- ①「ごみ収集カレンダー」（令和5年3月広報紙と配布）
- ②広報紙（2月号）
- ③松阪ナビ
- ④ホームページ